

**「安全衛生推進者」初任時教育（第2回）**  
【 労働安全衛生法第 19 条の2に基づく安全衛生推進者能力向上教育 】

主催：（一社）三田労働基準協会（幹事）

常時 10 人～49 人の労働者を使用する工業的業種〔注1〕の事業場（本社・支店・営業所等場所単位）では、労働安全衛生法第 12 条の 2 により「安全衛生推進者」の選任義務があります。また、「安全衛生推進者」は一定の実務経験者等〔注2〕から選任するとともに、その能力の向上を図り職務を適切に遂行できるよう本教育を実施することとされています（平 18.3.31 能力向上教育指針公示第 5 号）。

安全衛生推進者に選任、あるいは選任を予定されている方の受講、異動等に備えての資格者の計画的養成、社員の安全衛生教育として本教育をご利用下さい。また、万一まだ選任されておられない事業場は、これを機会に選任されますようお願いいたします。

- |       |   |
|-------|---|
| 1 日 時 | 2024年10月16日（水） 9:00～17:30（開場は8:45）  |
| 2 会 場 | 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター（裏面案内図参照）<br>港区芝4-4-5（都営地下鉄三田駅A9出口徒歩1分・JR田町駅三田口徒歩8分） |
| 3 科 目 | 公示に決められた全科目（講師：労働安全コンサルタント、テキスト〔中災防発行〕）                                     |
| 4 修了証 | 全科目受講された方（遅刻早退不可）に、当日研修終了後交付します。  |
| 5 定 員 | 30名（先着順）  |

（企業単位・安全協力会等で一定数以上まとまる場合、別途委託開催に応じますのでご相談ください）

- |             |                   |                |
|-------------|-------------------|----------------|
| 6 受講料（消費税込） | 三田労働基準協会会員 8,800円 | 協会会員以外 11,000円 |
| 7 申込方法等     |                   |                |

（1） 次のメールアドレスに、[shikaku@mita-roukikyo.or.jp](mailto:shikaku@mita-roukikyo.or.jp)

- ①講習会名
- ②開催年月日
- ③貴事業場の名称及び所在地
- ④協会会員又は非会員の表記
- ⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス
- ⑥電話番号

⑦受講者の氏名、フリガナ、生年月日、住所 を記載例のように記入してください。

記載例 ①安全衛生推進者初任時教育

②2024年10月16日

③(株)〇〇 港区芝〇—〇—〇

ゝ

10月9日（水）までにメールを送信してください。受講番号、受講者氏名等を記載したメールに適格請求書を添付のうえ返信いたします。

ご不明な点は下記問合せ先までご連絡をお願いします。

（2） 受講料を 10月9日（水）までに下記口座にお振込みください（振込手数料はご負担願います）。

- |  |                    |
|--|--------------------|
| ・銀行名：三菱UFJ銀行 田町支店  | ・口座番号：普通預金 0397963 |
| ・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会   | ・名義人住所：港区芝4-4-5    |
| ◆振込人名の前に講習会月日をお付けください  |                    |
| ◆法人の種類（カブシキガイシャ等）は、記入せずに会社名を記入してください<br>（例 1016ミタロウドウ・・・等 イツパンシャダンホウジンは不要です） |                    |

- (3) 10月9日(水)までの受講取消は受講料全額を返還いたします(振込手数料はご負担ください)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。
- (4) 受講者は、返信メールの写しをご持参のうえ受付にご提示ください。また、修了証受領のための印鑑をご持参ください。

問い合わせ先 (一社) 三田労働基準協会 Tel 03-3451-0901

〔注〕1 「安全衛生推進者」・「衛生推進者」の業種区分 (事業場(企業単位ではありません)の規模は10人~49人)

	業 種
安全衛生推進者	製造業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等卸売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、林業、鉱業、
衛生推進者	上記以外の全ての業種

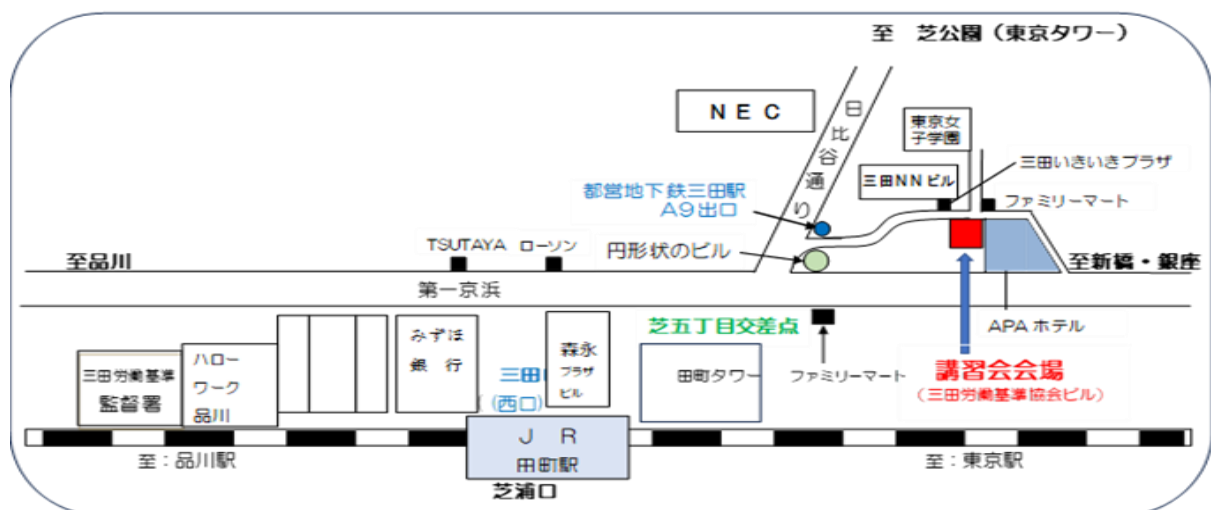
・安全衛生推進者初任時教育科目には労働衛生の内容も含まれています。「衛生推進者」が安全管理も含めた教育を受けることはより好ましいと言えます。衛生推進者の初任時教育のカリキュラムは現在までのところ厚生労働省から示されておりません。

2 「安全衛生推進者」( )内は「衛生推進者」の選任基準

①大学・高専卒業後1年以上の産業安全(衛生)の実務経験者、②高校卒業後3年以上の産業安全(衛生)の実務経験者、③5年以上の産業安全(衛生)の実務経験者、④安全衛生(衛生)推進者養成講習の修了者の中から選任します。

- ※ 修了証は、幹事の一般社団法人三田労働基準協会名で発行されます。紛失された時の再発行等の手続きは一般社団法人三田労働基準協会になります。(手数料等が必要です)
- ※ 個人情報、研修及び修了証発行管理目的以外に利用することはありません。
- ※ この講習は、三田・品川・大田・渋谷・新宿協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

## 会場案内図



(一社) 三田労働基準協会ビル 1階研修センター

港区芝4-4-5 Tel 03-3451-0901

最寄駅 地下鉄三田駅 A9出口 徒歩1分

JR 田町駅 三田(西)口 徒歩8分